

平成 28 年度第 1 回指定管理者選定審査会会議録(概要)

1.開催日時	平成 28 年 6 月 6 日(月) 午後 2 時から午後 3 時 15 分
2.開催場所	白井市役所 4 階 会議室 1
3.出席者 (委員) (欠席委員) (事務局)	8 名 岡東会長 松山副会長 山崎委員 中村委員 水島委員 伊藤委員 行政経営改革課 笠井課長 高山主査 元田主査補
4.傍聴者	6 名
5.議題	(1)平成 27 年度指定管理者選定審査会提言に対する対応について (2)平成 28 年度指定管理者募集施設の概要について ①平成 28 年度指定管理者募集施設の概要について ②選定スケジュール(案)と会議開催日時の決定について (3)その他
6.配布資料	資料 1 指定管理者選定審査会からの提言に対する対応について 資料 2 平成 28 年度指定管理候補者の選定スケジュールについて
7.議事	以下のとおり
事務連絡 事務局	定刻となりましたので、平成28年度第1回白井市指定管理者選定審査会を開催させていただきます。では開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。
会長	今年度、2年目になりますけれども、昨年に引き続きまして、指定管理者選定審査会の仕事をさせていただきます。 メンバーは昨年と同じなものですから、もう自己紹介も省略をします。今日は伊藤副市長が業務の都合で欠席されております。ただし、定数は確保されておりますので、会議は成立いたします。 8カ月ぶりの会合でちょっと忘れたこともあると思いますが、その点については事務局からの積極的なサポートを期待しながら、審議を進めさせていただきたいと思います。 それでは、私の挨拶はこれぐらいにしまして、さっそく議題に入りたいと思います。では、事務局よろしく願いいたします。
事務局	はい。皆さん、こんにちは。しばらく時間が空いてしまいまして、ご無沙汰しておりました。3年間の委嘱のうち今年度が2年目ということになっています。 今回は、議題として、主なものが2つ、その他として1つほど用意させていただきました。 1つ目、議題(1)が、平成27年度指定管理者選定審査会提言に対する対応についてです。昨年度10月に開催した最後の審査会で、審査会から提言

を4つほどいただいております。それについて、市のほうでどのように対応したのかということが、議題の(1)となっています。

2つ目、議題(2)については、平成28年度指定管理者候補者の募集についてです。

今年度に募集して、皆さんに候補者を選定していただく施設になりますけれども、そのうち①概要について、②選定スケジュール、会議開催の日程について決定していただきたいと思っています。

最後に、議題(3)はその他という形になっているのですが、審査票のレイアウトや本日は会議終了後に、今年度に指定管理者候補者の募集をします白井駅前センターと白井コミュニティセンター・白井児童館の視察を行いたいと思っています。市内の施設ですので、ご存じの方も結構いらっしゃるので、希望者のみで開催したいと思っています。

本日の審査会については、議題等から、1時間半程度の会議として事務局では予定をしていますので、出発時間については、3時30分頃を予定しています。

それでは、議題(1)からご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

皆さんから (1)審査方法について、(2)指定期間について、(3)審査基準の見直しについて、(4)労働条件審査の導入について、と4つの提言をいただいております。提言のそれぞれについて、市で検討し、対応を決定しましたので、それについてご報告するものが資料1です。

資料1について、順に説明させていただきます。

「1. 指定管理者選定審査会からの提言内容及び提言の検討結果」についてご説明します。

提言では、審査方法については、審査方法が同じ基準の段階選抜、第1次選抜と第2次選抜、総合審査となっていて、審査方法の質を保ちながら効率化を図っていくべきであろうというご提案をいただいております。

市で検討した結果、「応募団体の提案内容の比較を容易にするため、審査資料の質を落とさない範囲で、審査資料の記述の方法や枚数などについて細かく指定をすることによって、見直しを行う」ということを決めました。

もう一つ決めたこととして、「審査方法として、応募団体が5団体以内の場合は、1次審査、2次審査、総合審査というふうに変換審査をやっていたのを、1回で、同じ日に1回でプレゼンテーション審査として実施をする」ということを決定したところです。

この審査方法の概要については、また後ほど具体的に説明をさせていただきます。

2番目に、指定期間については、「指定管理者職員の雇用を安定させ、安定した制度運営のため原則どおり5年とするべきである」という提言をいただいたところです。

市で検討した結果については、原則どおり5年とするということで決定しました。こちら、原則どおりという形になったのですが、「ただし当面の間、公民館・コミセンの指定期間については、地域管理による富士センター方式を検証した上で検討していく必要があるため、公民館とコミュニティセンターについては、現行どおり3年間とする」ということを市で決定したところです。

なお、この「地域管理による富士センター方式」とはどのようなことかといいますと、地域団体に指定管理者として公共施設を管理してもらう取組みを市は進めていまして、そのモデルケースというのが富士センターということになっています。

3番目が審査基準の見直しについてです。0点と10点というのが、経験によって違いがあると、あまりにも配分が大きすぎるのではないかというような提言でした。提言は、具体的には「実績のある団体、実績のない団体の審査基準の配分を見直すべきである」としていただいたところです。

この件について、市で検討した結果、「項目の配点上限を5点とすることによって配点差を緩やかにする」と決めました。

これは、実績のある団体とない団体というものについて、その2択になってしまうものの配点上限を5点とすることで、配点差を緩やかにするものです。ただし、この類似施設の運営実績というのは、観点として大切な観点ですので、この審査基準自体は廃止せずに0点、5点ということで、配点差を緩やかにしたというようなことを市で決めたところです。

4番目が、長年こちらの審査会から提言があったものなのですが、労働条件審査の導入についてです。

今まで、「指定管理者に労働関係の法令遵守をさせるために、労働条件審査を導入すべきである」という提言を3回ほどいただいております。

市の検討結果ですが、市は、「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」という指針を定めておりますが、その中に労働条件審査を位置付け、平成28年度募集・選定施設、つまりこれから皆さんに指定管理者の候補者を選定していただく施設になりますけれども、その施設から順次、労働条件審査を導入していくことを決定したところでして、この労働条件審査については、市は、来年度から具体的に実施していくこととなります。

この労働条件審査に関係してですが、その他に決めたこととして、指定管理者施設で働く人の労働条件については、皆さんからも昨年ご提案いただいていたところですが、今回その辺を踏まえて、平成28年度、今回の指定管理者の募集に際しては、市のほうでは、あくまでも積算の中になりますけれども、人件費相当分として8%増額して見込んでいます。

8%というのは、あくまでも設計金額ではあるのですが、市がこ

のあたりを重視しているということについては、担当課による指定管理者の応募者説明会を6月15日、16日に、行いますけれど、その中でも人件費については言及していきます。

つまり、今回の募集にあたり、市で、指定管理料の設計金額を増やしたのだけでも、これは人件費の分として増やしていますよということを説明し、応募者に対して、人件費を重視しているということを伝えていきたいと思っています。

以上4つ、皆さん方から提言いただいたものについて、市で検討した結果、3つがそのまま提言どおりこちらについて採用することとし、残りの1つ、指定期間については、皆さんの提言を踏まえて行いますけれども、当面の間、従来どおりの3年間とする施設が一部あるというような形の検討結果となっています。

(2)、(3)、(4)については特に問題ないと思いますが、(1)審査方法について、具体的に審査方法について、どの程度内容を変更したかということ、少し資料を用いて説明したいと思います。

委員の皆さんには、次回会議の資料として「白井市白井コミュニティセンター及び白井市白井児童館指定管理者募集要項」を配布させていただきました。こちらの20ページをご覧ください。

20ページが従来の様式5です。皆さん方に去年審査していただいた際の様式5は、任意様式でしたので、それぞれ記述方法もページ数もさまざまでした。多いものは100ページ以上ございました。

これについては、見づらい、比較しづらいという話があったことから、比較するためだけの資料をわざわざ市の職員が別の様式を定めて、作成していたところです。

ただ、前回の皆さんの会議の中でも、発表者、プレゼンする方の意見を聞きながら、それで決めていったほうが、職員が説明するよりも、熱意とか思いとかが伝わってくるので、そういうのがあった方が良いという話があったことから、今回、様式5を改め、様式5-1から15までに分けさせていただきました。新たな様式は、21ページから35ページになりますが、審査基準については今までの、従来の審査基準を踏まえたまま、審査基準ごとに1ページにまとめております。

内容としては、このそれぞれのページ、例えば21ページの様式5-1に関して、会議運営の基本方針についてということを書いていきます。

このことについて、1枚でまとめて書いていただくという形になっています。また審査資料ということで、審査票についても、お手元に配らせていただきました。

この審査票についても、(1)が21ページの様式5-1の内容に対応しているということになりますので、委員の皆さん方が審査をするに当たっては、様式5-1について、(1)で評価していただくということで、少し簡素化できているのではないかなというふうに思っています。

	<p>今までも同じような形にはなっていたのですが、ページが何ページにもまたがっていたりして探すのが大変だったので、これを1つにしたことで、審査に集中していただければと考えています。</p> <p>なお、この審査基準については、書き方の説明として47ページに「記入に当たっての注意点」として、審査の視点として記述しました。</p> <p>従って、この様式5-1を記述するに当たっては、この審査の視点を踏まえて5-1を書きなさいよということですので、今までと少し違って、比較するときここのAの業者とBの業者の比較を2枚見比べれば比較できるのではないかなと思っています。</p> <p>こちらが、皆さんからご提案がいただきました審査方法の簡素化です。審査の質を落とさない範囲で簡素化するというのがこちらの対象となっています。</p> <p>資料1に戻ります。2番目が審査方法の簡素化です。あくまでも段階選抜は原則として残すのですが、応募団体が5団体以内の場合は、プレゼンテーション審査として実施するということを決めました。</p> <p>なお、今まで、指定管理者の候補者の選定は、10年近くやっていますけれども、一つの案件に今まで5団体以上来たことは、ほぼありませんので、今後は、基本的にはプレゼンテーション審査になってくるのではないかなと思います。</p> <p>プレゼンテーション審査については、この後、皆さんにも少しご意見いただきたいなと思いますが、それらを踏まえて審査基準を見直し、審査を行っていただきたいと思います。</p> <p>議題1の指定管理者選定委員会からの提言内容及び提言の検討結果について資料1により、ご説明をさせていただきました。説明は以上となります。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありました点につきまして、各委員の方のご意見、ご印象を述べていただきたいと思います。はい、どうぞ。</p>
〇〇委員	<p>ちょっとお尋ねしますが、富士センターの地域管理というのをちょっと聞き落としたので、もう一度お願いできますか。</p>
事務局	<p>はい。富士センターについては、平成24年度から地域の住民の方、例えば地元の自治会、地区社会福祉協議会とか、あとは高齢者クラブ、こういう方から委員を出していただきまして、平成24年に富士センターの運営協議会を作っていただきました。</p> <p>この運営協議会が、富士センターの講座とか、イベントとか、そういう事業の業務委託を進めていたのです。さらに平成27年4月9日にNPO法人格を取りまして、指定管理者に向けて準備を進めてきました。</p> <p>平成29年度から富士センターの指定管理者については、公募を行わず、</p>

会長	<p>非公募により、このNPO法人富士センター運営協議会に指定管理者としてお願いしたいと考えています。</p> <p>ただし、非公募とはいいまでも、審査は、当然、審査会で審査を行います。</p> <p>地元管理というのは、その施設を使っている利用者や、地元の人たちが自分たちで管理するのを基本にしまして、市は、その団体育成・養成やってきました。こういう経緯です。</p> <p>(1)審査方法について、特にご意見はないでしょうか。</p> <p>確かに、去年は事務局も一新されて、また、我々も初めての仕事でありまして、お互い不慣れだということもあったのですけれども、今回こういう形で改善されたってことは、非常に選定の透明性というのかな、より一段と高まったのではないかと、そういうふうに印象を持ちます。</p> <p>とりあえず(1)につきましては、今の事務局のご説明でよろしいでしょうか。特にご意見ございませんか。</p> <p>それでしたら、(2)指定期間、(3)審査基準の見直しにつきましては、大体説明も受けましたので、(4)労働条件審査について、重点的に説明していただきましょうか。それでよろしいですか。</p> <p>(4)労働条件審査、これについては去年の審査会で、やはり事業者の方にきちんと労働法規を守った上で、もちろん、今の指定管理者はちゃんと守ってやっておられると思うのですけれども、そういう形で透明性を高めた形で、かつ雇用関係をきちんと確立した上で、透明性のある運営をやっていただければということで、我々のほうから申し上げて、市がそれを採用していただいた形で、大変前向きな対応で、我々としても感謝しております。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。労働条件審査を白井市でどうやってやるかについては、現状では、検討中でして、特に決まったことはありません。</p> <p>来年からどうやって実施していくことについては、まだ何も決まっていないのですが、去年の10月に皆さんから提言をいただきまして、その後、副会長からこの地域のその労働条件審査をご担当されている社会保険労務士の方をご紹介いただきまして、一度面談をさせていただきました。</p> <p>今後、その方や千葉県社会保険労務士会の方々と打合せをさせていただき、その内容を踏まえて、市としてどのような形で実施するか決定していこうというように、現段階では、考えています。</p> <p>なお、実施方法で、現段階で決めていることとして、労働条件審査については、団体単位で行うこととし、指定管理者施設の指定期間中に1回その団体は審査を受検する形、つまり3年に1回受検するという一方で、今年、募集する施設から、指定管理者募集の募集要項の中に労働条件審</p>

	<p>査をやりますよということをやっています。具体的には来年度、平成29年度から、それぞれ審査をしていきたいというふうに思っています。</p> <p>なお、位置付けについては、審査の結果を踏まえて、重大なものであれば、当然すぐに是正していただく必要がございますけれども、それ以外のものについては、計画書を作りながら、是正し、初年度の受検の結果が、2年目、3年目に活かされる形にしたいと思っています。</p> <p>社会保険労務士がチェックするのは、1団体につき3年間に1回という形にはなりますが、2年目以降、市の職員がモニタリングの一環として確認する際には、1年目の時点で、市の職員が確認すべきところのチェック表を社労士と一緒に作り、そのチェック表に従ってチェックしていくということで、白井市のしくみとして、一緒にやっていきたいなというふうに今のところ思っています。</p> <p>ここについては、まだ県の社労士会とお話をさせていただいているわけではないのですけれども、市の中ではモニタリングの一環として、労働法規については、改正が毎年のようにありますので、そのあたりで古い基準をそのまま使っているということのないようにしていきたいなというふうに思っているところです。以上です。</p> <p>労働条件審査については、まだほとんど決まっていらないのですけれども、今年の10月までに案を決めたいと思っています。その結果については、これは議題2になりますけれども、資料2に書いていますが、案をこの審査会に諮り、意見をいただきたいと考えています。</p>
会長	<p>この問題につきまして、専門家の副会長のほうから何か意見をいただきたいと思います。</p>
副会長	<p>事務局のおっしゃったとおり、まだ具体的な中身は何も決まっていません。千葉県の中で実際に労働条件審査を導入しているのが、市川市とそれから流山市なのですよね。その関係の部分でどういうことをやっているかって、もう大体つかんでいますので、それをベースにして、白井市さんのほうでどういう形でやったほうがいいのか、白井市さんのほうと具体的な中身について相談させていただきながらやっていきたいというふうに思っています。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ほかの委員の方でご意見はございますでしょうか。特にないようでございますので、それでは、議題1はこれで終了してよろしいですか。</p>
事務局	<p>会長、裏面があります。</p>
事務局	<p>裏面に平成28年度指定管理者選定審査にかかる見直し事項ということ</p>

で、資料を作成しました。これについてもご意見をいただきたいと思っています。

まず1点目が、プレゼンテーション審査の流れについてです。プレゼンテーション審査を実施するということは、先ほど説明させていただきましたが、60分程度というのは、これは今までの審査会が、大体1団体につき、60分程度の時間がかかっていたので、1団体につき60分を目安としているところまで決定しています。

その場合の、会議の流れを作成してみました。このような流れで、具体的には次回の審査会からになりますけれども、実施することについて、この辺いらないよねとか、この辺が必要だよよねとかというご意見をいただきたいというのが2(1)です。

少しだけ表について細かく説明させていただきます。この表については、応募団体が2団体という場合を想定しています。この場合、事務局として、標準審査の時間として、概ね180分と見込んでいます。

会議の流れとしては、まず開会として、会長の挨拶、事務局の説明を行います。審査方法や当日の流れというものについて、大体5分くらいかかるだろうと。

次に、応募状況の説明、資格審査の報告、応募状況について施設担当課、例えば今回の場合ですと、生涯学習課、市民活動支援課になりますけれども、施設担当課から、施設の状況とか応募状況の概要について、まず説明いたします。

その後、施設担当課による応募団体の資格審査の結果報告、例えば資格審査として滞納がある場合は条件を満たしませんので、滞納がない団体かどうかなど資格について担当課がチェックをしますので、それについて報告する時間ということで、あわせて大体10分位と考えています。

休憩を取りまして、その間に応募団体①、最初の団体応募団体になりますけれども、そちらが会場に入場していただきます

その後、応募団体の①の審査として、団体によるプレゼンテーション、応募資料ベースとかパワーポイントのようなPCを使った画面とかを使い、応募団体①の方本人が説明する。今までは市の職員が説明をしていたのですが、市の職員が説明すると、やはり熱意とかが伝わりにくかったり、ひょっとしたら本来の応募資料の意図と違う資料を作成し、説明してしまう可能性もあったりしますので、その辺を踏まえて、30分ほど応募団体からプレゼンテーションを行っていただく。

その後の質疑応答については、皆さんが、審査していただくうえで、先ほどの審査票の項目について、応募団体の説明が足りなかったと思うところとか、確認しておきたいところについて質疑応答を30分ほど行っていただき、合計で60分というように考えています。

その後、応募団体①に退室していただき、審査票を仕上げてください、事務局に出していただく。

	<p>また、休憩を取って、次の応募団体が入っていただき、また同じようにプレゼンと質疑を行っていただき、退室、休憩となります。</p> <p>その後、事務局が10分程度の間全員分をまとめて集計して、集計結果の報告として、どこの団体が1番だった、どこが2番だったというような形の報告を10分、そして閉会という流れです。</p> <p>このように2団体の応募があった場合は、概ね180分位。1団体の場合であれば、80分位と、このような形で考えています。</p> <p>2(2)が、指定管理者候補者の選定結果の答申時期についてです。今までは、例えば、指定管理者を募集する施設が4施設ある場合は、4施設目が終わってから最後にまとめて答申という形を出していただきましたので、例えば8月に審査会をやった施設の指定管理者候補者であっても、10月の最終の審査会までは答申を出してなかったのです。</p> <p>そうすると、候補者となった団体については、結果を早く知れば、そのための準備をできますし、ダメだった団体についても、ダメだったというのを早い段階で教えてあげたほうが、その後の準備をしなくても良いので、早い方がいいと思うのです。</p> <p>そのあたりについて改善ととらえていただければと思いますが、今までは、答申として最後まで引っ張っていたのを、実際に審査する審査会の次の審査会、つまり第2回で審査した指定管理者候補者を第3回の審査会終了後に答申するというように個別に出していくというような形を考えているところです。</p> <p>このプレゼンテーション審査の流れと指定管理者候補者の選定結果の答申を都度行うということについて、事務局で検討し、提案しますので、この2点についてご意見をいただければと思います。</p>
会長	はい、ありがとうございました。
事務局	<p>今回提案させてもらったのは、行政のすべきことはあくまでも資格審査を十分にチェックして、この団体が応募した要件と合致するかどうかということなので、そこを重点的にやっていこうというものです。</p> <p>それと、指定管理者に応募し、提案する側ってというのは、自分たちの企画内容を十分説明をして、質疑にも対応すると、こういうふうに役割を決めたほうが、より具体性が出てくるだろうということで、今回審査方法の改善をさせていただきました。以上です。</p>
会長	それでは、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。
〇〇委員	プレゼンテーションは市の職員の方よりは、やっぱり直接、事業者の方のほうがわかりやすいというか、見えやすいところが多いですね。

会長	はい、〇〇委員ありがとうございました。〇〇委員、何かありますか。
〇〇委員	ありません。
会長	<p>事前にこの話があったときにも、まずは、やってみないとわからないようなところもありますので、これは案として、これはこれで了承いたしまして、実際の運用上は、審査会の当日に若干やりくりがあっても、それはそれで、まずは了解していただくと、そういうことでよろしいかと思えます。</p> <p>審査の流れについては、以上でよろしいと思えますが、答申について個人的に質問させていただきたいのですが、答申については、別に、正式決定じゃないけど、内定、内諾、内々定ということですか。</p>
事務局	<p>諮問に対して、それぞれ個別に答申をするイメージです。ただ、答申はあくまで市長への答申ですので、指定管理者候補者の決定ではありません。</p>
会長	そういうことですね、立场上ね。
事務局	<p>はい、この審査会の答申は、指定管理者の候補者の選定です。指定管理者を決定するのは、議会が議決をすることになっています。</p> <p>なお、議決にあたっては、市が提案する必要がありますので、この審査会に候補者の選定を答申していただき、それを踏まえ、市が候補者を決めて、議会に上程して議会の議決があって、初めて指定管理者が決定するということです。</p>
会長	議会で審査していただく。
事務局	はい。議決が必要です。
会長	はい、ありがとうございます。それではこれで、議題1は全部これで終了でございますね。では、引き続き、2番目の指定管理者候補者の募集についてお願いします。
事務局	<p>では資料2をご覧ください。平成28年度指定管理者候補者の選定スケジュールについてご説明させていただきます。</p> <p>資料は大きく3つに分けています。</p> <p>1番目が指定管理者の募集施設について、2番目が先ほど既に説明をしてしまいましたが、指定管理者候補者の選定後のスケジュールです。皆さんが直接関係する部分ではありませんが、答申後のスケジュール、こ</p>

事務局	<p>こを見据えながら、皆さんの中で審査していただきたい部分です。</p> <p>3番目が具体的な会議の開催スケジュールです。それぞれの審査会の内容については、先ほど議題1で説明した候補者を都度選考するということが決定する前提で資料を作成してしまいましたが、このような形で進めていきたいと思っています。</p> <p>では、上から順に説明をさせていただきます。</p> <p>今回お示ししたとおり今年度の指定管理者の募集施設ですけれども、全部で4施設でございます。</p> <p>当初はここに公民センターも入っていました。しかし、公民センターにつきましては、現在、市の直営管理に移行することで進めております。</p> <p>市の直営管理に移行する理由ですけれども、公民センターを取り巻く第二小学校区については、少子高齢化が進んでいて、市内の小学校区の中でも2番目に高齢化が進んでおります。</p> <p>第二小学校区の住民における65歳以上の高齢者人口の割合である高齢化率は、平成27年度で29.1%、約3割が65歳以上の高齢者という実態がございます。</p> <p>第二小学区の面積なのですけれども、11.51平方キロメートルと市内の9小学校区の中では、一番行政面積というか、地域面積が非常に広い区域です。そういう中で高齢化が進んでいる、交通が非常に不便である。市役所まで遠いと、こういうような地域の特色ある課題が存在をしています。</p> <p>この課題に対応するため、地域コミュニティの活性化とともに市役所の出先機関としての機能の充実を図っていきたい。こういう思いから、市は、公民センターを、地域コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターとして位置付けしていますので、その公民センターにおいて、魅力ある地域づくりと地域住民の連携と協力による見守りや、災害時などに相互に助け合う仕組みが必要であるというふうに考えています。</p> <p>こういう地域の特色のある課題を解決するために、第二小学校区のコミュニティセンターである公民センターを拠点にしまして、仕組み作り着手していきたいというところです。</p> <p>具体的には、本年度からスタートしております第5次総合計画の前期基本計画の重点戦略である小学校区単位のまちづくり協議会の設立に向けた取り組みを加速させるものです。</p> <p>まちづくり協議会というのは、ずっと前から取り組んでおきまして、なかなか実態的にはまちづくり協議会ができない。そういうようなことから、ここをモデルにしまして、まちづくり協議会を作るための取り組みを始めていきたい。</p> <p>それと、先ほどから言っていますけれども、地理的な位置条件があり</p>
-----	--

	<p>ますので、市役所の出先機関としての機能を充実させていきたい。ということから平成29年度からは、まずは、市の直営に移行していきたい。というものです。</p> <p>また、移行にあたっては、富士センター方式みたいに、将来的にはまちづくり協議会とかそういうグループが指定管理者になるような取り組みを進めていきたいというような意向がございます。</p> <p>なお、公民センターの職員につきましては、当然経費という面もありますから、再任用職員を配置しまして、これまでの行政知識と経験を活用して、正規職員よりも安く経費の抑制を図りながら、体制作りをしていきたいということで、平成29年度から、市の直営管理に移行をしていきたいということです。</p> <p>今、白井市内では全部で19の施設が指定管理者になっています。今回、公民センターが指定管理者施設から抜けますと、18になりますが、新しく富士センターが指定管理者施設になりましたので、現状の19施設は維持しているところです。</p> <p>今回は、1つ目は、白井コミュニティセンターと白井の児童館、それと2つ目は、白井駅前センター、3つ目は、新たに学習等供用施設、これは富士センターになりますけれども、これが加わっています。そして、市民プールということで4つの施設の指定管理者の候補者について、選定審査会で審査をお願いしたいというところです。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。確かにこういうことで、指定管理者と直営といいますか、これから直営管理との比較ということもできると思うのですね。</p> <p>それが結果的に、指定管理者に対してその情報がフィードバックされたり、逆に指定管理者から学んだことを直営のほうで生かしていただいたりと、そういうふうにすることで、相互の利益ができるかと思いますので、大変素晴らしい試みだとは思いますが。</p> <p>これは私の意見でございますけれども、ほかの委員の方でご意見はございますか。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>ちょっとよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>公民センターが指定管理者から外れるのですね。公民センターというのは駐車場が狭すぎますよね。どうにかならないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、20数台停められます。比較論ではないのですが、西白井複合センターや白井駅前センターよりは、停めるところがあるのです。</p>

	<p>しかし、先ほど言いましたとおり、行政、近隣エリアが非常に広く、交通が不便だということで、駐車場の確保というのは必要ですね。</p> <p>なお、イベントの際には、周りの工場が休みのときには、近くの菊川工業(株)さんの駐車場を臨時で借りているなどしています。</p>
〇〇委員	<p>そうですね。何かものすごく狭く感じたね。</p>
事務局	<p>はい、確かに交通がなくて、遠くから来ますので、そういうことは、よく言われるところですね。</p>
〇〇委員	<p>あそこは、以前は、指定管理者ではなかったですね。</p>
事務局	<p>はい、公民センターは、以前は直営です。平成20年度から指定管理者が管理しています。その前は直営でやっていました。</p>
〇〇委員	<p>そうですね、わかりました。</p>
副会長	<p>いいですか。募集施設についてですが、市民プールの指定管理期間は、今回5年になっていますよね。前は確か3年になって、その理由が、施設が老朽化しているので5年持つかどうかわかんないというような話もあって、3年になったと思うのですが、今回5年になった理由ってというのは何かありますか。</p>
事務局	<p>前は、3年間で市民プールの在り方を考えていこうと。いうことでした。</p> <p>委員がおっしゃられたように、市民プールは、確か平成3年にできた施設で、だいぶ老朽化が進んでいて、このまま続けるのであれば、大規模な改修をする必要があるところです。</p> <p>3年間とした理由については、大規模な改修をしてプールを存続させたほうがいいのか、それとも、もう大規模改修をしなくて、プールそのものを終わりにするのか、それを3年間で決着をつけようと、ということで3年間にした経緯がございます。</p> <p>今回、指定期間を5年にしたというのは、市民プールを今後どうするか。という方向性が決まりましたので、通常5年に戻したというような状況です。</p>
〇〇委員	<p>その方向性とは。</p>
事務局	<p>プールは存続させる。というようなこと聞いています。</p>

〇〇委員	改修とかもしたりするのですか。
事務局	<p>はい、ある程度プールは維持できるように改修をして、やっていこうということです。</p> <p>存続させる理由というのは、市内の施設で、市外に白井市をPRするものが市民プールしかないということもあります。</p> <p>市民プールは、市外から非常にいっぱい来るのですよね。夏休みのわずか2カ月間ですけれども、6割以上の人たちが市外から来て、非常に楽しみにしていると。</p> <p>自分たちの子供が、今は白井に住んでいない子供が孫を連れてプールに入り来ると。そういうような一つのPRという考え方です。</p> <p>それと、青少年に対しての白井市の施設っていうと、キャンプ場もこの間に取り壊していますので、子供たちの娯楽施設っていうのは、市民プールしかない。こういうような理由から、将来的にも市民プールは存続をさせていきたいというふうなことを聞いています。</p> <p>あとは工夫ですよね。今は指定管理料である程度賄っていますけれども、当然、改修をしますから、やはり経費に見合った形にしていく必要があるんで、なるべく指定管理料を抑えていく。</p> <p>当然、使用料、料金の見直していうのもあるだろうし、あとは、今は駐車料金などが全部無料なのですよね。ロッカーも無料です。ですから、そういうことも含めて、指定管理料を圧縮するような方向性も考えてほしいということも要望しています。</p>
会長	あそこはかなり努力しているのでしょうか。
事務局	努力しています。
会長	料金も少し下げて、集客も高めているとか、そういう努力をしておられるとか、説明があったと思うのですけれども。
事務局	<p>入場人口に幅があるのですよね。天候に非常に左右されますので。たった2カ月間の勝負ですので、4万人入る年もあるし、6万人、7万人の年もあるのですよね。</p> <p>指定管理にしてみれば、入場料についても、その辺の変動はある程度みているのですけれども、入場人口は、天候に左右されるのでなかなか、あまり見込みができないのですよね。それ以外の収入として、飲食などいろんなお店をやってもらって、その部分でカバーしてもらっているのですけれども、おっしゃるとおり、まだまだ市の指定管理料が財源として入らないと、指定管理者として難しいようなところが少しありますので、今後は、やはり入場料なんかの見直しもやりながら、なるべく市の</p>

<p>会長</p>	<p>負担を減らしていく対策はする必要があると思います。</p> <p>審査会には何の権限もないのだけれども、要するに営業期間はたった2カ月でしょう。もう少し設備を充実して、4カ月くらいやるとかしないと、何かもったいないですよ。私は、かつて白井の市民だったので、あそこに行くのは、夏だけしかないと。</p> <p>本当はお金があれば、通年型のほうがいいのと思うけど、そこまで一挙に飛躍するわけにいかないから、やはり2カ月じゃなくて、そんなにニーズがある、あるいは市として力を入れたいのであれば、もう少しその設備を充実して、何かちょっと暖房を入れてなどのことも必要ですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>営業期間は、条例上では2カ月になっているのですがけれども、指定管理者から申出があって、延長してやっているのですよね。早く始めて、終わりを遅くしているのです。温暖化の影響で、早い時期にプールをオープンして、終わりもなるべく夏の時期以降までやっているのですよ。</p> <p>ただ、どうしても、少しの期間の延長しかできませんので、まだ少ないみたいですけどね。ただ、今おっしゃったように、企業の工夫で、始まりと終わりを長くやっているというような状況ですね。</p>
<p>会長</p>	<p>ちょっと余計な意見でしたけれど。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の中で、最大限の収益を上げる工夫っていうのを提案してもらっています。</p>
<p>会長</p>	<p>では、今後の審査について、その辺をまた詳しくお聞きしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。今、課長から大まかな部分については説明をしましたので、具体的に説明します。指定管理者の募集施設については、今年度は4施設予定しております。</p> <p>①白井コミュニティセンター・白井児童館、②白井駅前センター、③学習等供用施設、これはいわゆる富士センターになります、そして④市民プールということで、この順番に選定審査会を開催させていただきたいと思っています。</p> <p>市民プールが最後なのは、やはり先ほど話をさせていただきましたように、市民プールが営業中っていうことがあるので、施設担当課から審査を最後にしてほしいというような話があって、最後になっています。</p> <p>①白井コミュニティセンター・白井児童館と②白井駅前センターについては、募集時期が6月ということになっておりますが、本日皆さんに募</p>

集要項を配らせていただいたとおり、本日6月6日から募集要項を配布して、受付期間として7月5日まで募集をしています。このことから、8月に選定期間を設けたいなと思っています。

富士センターについては、非公募施設ということになりますけれども、そういうこともありまして、募集時期は掲載していないのですが、議会の関係がありまして議決は、12月になりますけれども、10月の中旬までに決定しておきたいということがありますので、9月に選定をしていきたいと思っています。

最後の市民プールについては、5年間で公募の施設になります。募集時期については、8月頃に募集をして、9月末、10月の中旬ぐらいに選定をしていきたいというふうに思います。この順番で、また後ほどご説明をさせていただきますが、3の会議開催スケジュールの順番ということ案を示させていただきました。

次に「2.指定管理者候補者選定後のスケジュール」について説明します。

先ほど、議題(1)の質疑でも出ましたけれども、指定管理者候補者選定後のスケジュールについては、指定管理者候補者選定結果を都度決定して、全ての施設の指定管理者の候補者の決定を10月の中旬までに行いたいというふうにしています。

その後、皆さんからの答申をもとに、市が指定管理者候補者を決定し、指定管理者の指定の議案を上程しまして、12月議会において指定の議決、つまり指定管理者の決定を議会の議決を受けて決定し、来年の4月1日から実施していきたいというふうに考えているところです。

最後に3番の「会議の開催スケジュール」になりますが、平成28年度の審査会で審査・検討いただきたいことというのが2つございます。

1点目が指定管理者募集の4施設、1番での4施設になりますが、その指定管理者候補者の選定、具体的には答申をしていただきたいというのが1点目。

2点目が、先ほどの質疑でもありましたが、労働条件審査の実施内容についてご意見をいただきたい、市がこれから決定するものについてご意見をいただきたい。

この2つを平成28年度の審査会を通して実施していきたいなと思っています。

第1回会議については、現在開催中ですが、6月6日午後2時から指定管理者選定審査会提言の対応についてと、平成28年度指定管理者募集施設の概要について議題として、行っています。

その後、第2回に白井コミュニティセンター・白井児童館の候補者の選考。

第3回に、第2回で審査した白井コミュニティセンター・白井児童館の候補者の答申案の決定、それと選考としては、白井駅前センターの候補

	<p>者の選考。</p> <p>第4回は、白井駅前センターの第3回で決定した駅前センターの候補者の答申案についての決定と、学習等供用施設富士センターの候補者の選考。</p> <p>第5回に、第4回での富士センターの候補者の答申案についてと、市民プール候補者の選考。</p> <p>第6回は、最後になりますが、10月中旬、市民プール候補者の答申と労働条件審査の内容についてのご意見をいただきたい。と思っています。</p> <p>このように事務局のほうで都合6回の審査会の予定の案を組ませていただきました。</p> <p>それぞれ開催日時については、これから詳細な日程決めていただきたいなと思いますけれど、8月上旬に第2回、8月下旬頃に第3回、9月中旬に第4回、9月下旬に第5回、10月中旬に第6回ということで、お盆の時期は抜かしまして大体2週間に1回くらいの開催を案として事務局では考えています。</p> <p>まずは、開催のスケジュール内容についてご議論いただいた後に、それと具体的な詳細の会議の開催日時の決定をこの議案として提案させていただきます。</p> <p>なお、開催日時については、本日確定をしますが、指定管理者の候補者を選定する施設については、応募状況というのがわからないところなので、とりあえず1回ずつの審査日として持ってきます。</p> <p>ただ、1団体の応募しかなかった場合、例えば、白井コミュニティセンター・白井児童館と白井駅前センターについては、これから募集を行いまして、7月5日が締め切りになりますので、その時点で、場合によっては、この2回と3回を一緒に開催する、</p> <p>具体的には、例えば2回はやらないで、3回にやるということは可能性としてはあります。</p> <p>ただ、現段階では、それぞれ2団体以上応募があるという前提で、こちらの事務局の案として作らせていただきました。</p> <p>まずは、開催日時の大体の時期と内容というのは、これでよろしいのかということと、あと、もし、そのほかに指定管理者のしくみなどについて、何か議論したい内容とかがあれば、そのあたりについても予定しますので、ご意見いただければと思います。</p> <p>それでは、事務局の説明を受けまして、各委員の方、どうぞご意見がございましたらおっしゃってください。</p> <p>〇〇委員 駅前センターも3年でいいのですね。</p> <p>事務局 はい。議題1で説明したとおり、当面の間、コミュニティセンターと公</p>
--	--

	民館は3年になります。
〇〇委員	昨年、白井コミュニティセンターの選定はしませんでしたか。
事務局	昨年は西白井複合センターと桜台センターです。
〇〇委員	桜台ですね。
〇〇委員	そうだった、桜台センターか。
〇〇委員	桜台センターは、現在の白井コミュニティセンターの指定管理者と同じく、しろい光夢辿が指定管理者です。
〇〇委員	そうか、同じ団体だったのだね。
〇〇委員	そうですね。
会長	確認ですけど、学習等供用施設、これは正式名称ですか。ネーミングが、ちょっとわかりにくいのですが。
事務局	はい、学習等供用施設っていうのが正式名称です。
会長	学習等供用施設(富士センター)ということなのですね。
事務局	はい。一般には富士センターって呼んでいるのですけれども。
〇〇委員	何でこんな紛らわしい名称なのですか。
事務局	公民館ではなくて、公民館のような施設という位置付けにしてあるのです。社会教育法でいう公民館ではないと。でもコミュニティセンターでもなくて、あくまでも学習、公民館に近いような施設ということで、学習等供用施設というような名称で使っていますね。
会長	広報しろいが活躍するような材料ですね。これでは、何をやっているかわからないのではないかというような話はありませんか。
事務局	そうですね。施設としては、公民館とは違いますが、社会教育施設という位置付けです。
会長	図書館とも違う。

事務局	はい、どちらかという、公民館に準じているわけですね。
〇〇委員	見た感じ公民館ですね。やっていることも。
事務局	はい、ただ社会教育法でいう正式な公民館ではないと。市としては、公民館に準じた施設ということで、学習等供用施設というふうに言っています。
事務局	<p>説明が漏れてしまいまして、申し訳ありませんでした。本日この会議の後に、白井コミュニティセンターと駅前センターに行ってもらいますけれど、次回の会議の後に、学習等供用施設(富士センター)と市民プールを見ていただきたいと思います。</p> <p>もちろん、ご存じの方も多いので、その方は、わざわざご覧いただく必要はないのですが、見た上でないと、なかなかイメージってわかりづらいと思いますので、希望者のみという形になりますけれども、ご存じでない方もいらっしゃるので、まずは施設を見ていただいて、ご自分でご覧いただいた後にこちらの会議を都度、開催していきたいなというふうに思っています。</p>
会長	では、具体的に日にちを決めますか。8月はどうしますか。
事務局	<p>まずは曜日を決めていただくのがよろしいのかと思います。あと、会場ですが、今までは、大きな会議室ということで、3階会議室2で開催していたのですが、プレゼン審査も含めて、委員の数も少なくなりますので、たぶんこの4階の会議室の広さくらいの方が、やりやすいのかなと思うので、この4階の会議室にしたいと思っています。</p> <p>傍聴者については、審査を具体的に行う第2回から第5回に関しては非公開となりますので、その点でもこれ位の広さで十分かなあと思っています。</p> <p>まずは、日程の関係ですね、何曜日が委員の皆さんのご都合がよろしいのかということをご皆さんで決めていただいて、その時期に当てはまる日は何日かということを決めていただいたほうがよろしいのかなと思いますので。</p>
会長	去年は勝手ながら月曜日にしていただいたのですね。
事務局	何曜日でも事務局としては構いません。皆さんのご都合で決めてください。

〇〇委員	会長さんの都合が一番なので。
会長	それでしたら、8月上旬ですから、どうですか、月曜日ですと、1日か8日ってことになりますね。
〇〇委員	月曜ですか。
会長	月曜日をお願いします。
副会長	指定管理者の応募が7月5日で、事前に選考のための資料を送付していただくとなった場合、資料はできますか。
事務局	今回、審査の内容を変えましたので、そのあたりは問題ありません。応募団体から資料が来て、まずは、施設担当課が応募資格や条件のチェックをして、それを事務局に持ってきてもらい、事務局から委員の皆さんにそのまま送るという形になります。昨年までと違って、職員が作る資料がなくなりましたので、時間としては大丈夫です。
事務局	職員が資料を作ると遅くなりますから。
事務局	そのまま来たものを、そのまま見ていただくという形のほうが、先ほどもご議論いただきましたが、たぶん、一番わかりやすいと思います。それぞれ大体2週間前には資料を送らせていただきたいと思います。
	(会議の開催日について検討 以下のとおり決定) 第2回会議 8月 1日(月)13時30分から(非公開) 第3回会議 8月22日(月)13時30分から(非公開) 第4回会議 9月12日(月)13時30分から(非公開) 第5回会議 10月 3日(月)13時30分から(非公開) 第6回会議 10月24日(月)13時30分から(公開)
	議題2は以上になります。
会長	よろしいですか。じゃあこれで今日の主な議題が終わりました。あと、その他として事務局をお願いします。
事務局	はい。その他として、審査票の様式について、ご意見をいただきたいと思います。事務局で、今回こういう形で審査票をまとめさせていただきました。 審査票の内容ですけれども、項目は今までと同じです。それぞれ、1対

	<p>1対応するような形にしました。順番は多少入れ替えています。</p> <p>例えば、「その他」の「申請者について」というのは、従来の審査票では、審査内容の9番にあったのが、今回は、最後のほうに持っていきました。</p> <p>この項目については、申請者は半分以上の点数をとれないと、失格になってしまう内容になっていますので、わかりやすくするためと、資料の様式の順番から後ろに持ってきたものです。</p> <p>この審査票に基づいて今回は審査しますので、小さな修正であれば、後日でも構いませんが、大筋については、次回の審査に必要なものですので、本日決めたいと思いますので、大体こういう形でよろしいかということをおの他として述べさせていただきました。</p>
会長	<p>今回見直したから、実際やってみないとわからないものね。基本的には、事務局の案を了承するというので、後で、今の段階ではちょっとということではあれば変えてもいいですね。</p>
事務局	<p>実際に第2回の審査会でやってみて、少し足りなければ、見直すという形でもそれは結構です。</p>
会長	<p>そうですね。実際にやっても、もし、どうしても、点数が、つけにくいとか何かそういう問題があれば変えればいいですね。</p> <p>これは、非公募の富士センターもこれと同じようなやり方ですね。</p>
事務局	<p>はい。審査は、同じような形でやります。</p>
会長	<p>その内容は、非公募施設であっても公表はするのですか。</p>
事務局	<p>はい。もちろん、結果は公表します。ただ、審査会は公募・非公募関係なく非公開です。全ての施設の審査自体は、非公開です。ですから、今回でいうところの第2回から第5回までは非公開です。</p>
会長	<p>わかりました。他にご意見ありますか。では、以上で会議を終了します。どうもありがとうございました。</p>
一同	<p>ありがとうございました。</p>

午後3時15分 閉会